

6次産業化チャレンジ支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、6次産業化チャレンジ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、6次産業化の推進を図るため、6次産業化チャレンジ支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定める事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付の対象経費及び補助率等)

第3条 補助金の交付の対象経費、補助率、補助金の限度額及び補助対象期間は、別表のとおりとする。

(交付申請書)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書の様式は、別記様式1のとおりとする。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の総事業費の20パーセント以上の変更をする場合は、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておくこと。

(変更、中止・廃止承認申請書)

第6条 第5条第1号に規定する補助事業の内容の変更、又は同第2号に規定する補助事業の中止もしくは廃止の承認の申請は、変更、中止・廃止承認申請書（別記様式2）によるものとする。

(実績報告書)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書の様式等は、別記様式3のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の精算)

第8条 第4条第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部を返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の概算払)

第10条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(別記様式4)を知事に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、6次産業化とやまの魅力発信事業補助金交付要綱は、廃止する。
- 3 6次産業化とやまの魅力発信事業補助金交付要綱により実施し、引き続き本要綱のもとで継続実施される事業については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

区分	補助対象経費※ ^{1,2}	補助率	上限額 (下限額)	補助対象 期間
1 一般事業	(1) 研究開発・試作費 (2) 加工機材整備費 (3) その他6次産業化の推進に必要であると知事が認める経費	事業に要する経費の実支出額の2分の1以内 (千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた金額)	2,500千円 (1,000千円)	1年間
2 農福連携事業	(1) 研究開発・試作費 (2) 加工機材整備費 (3) 障害者への指導費※ ³ (4) その他6次産業化の推進に必要であると知事が認める経費		3,000千円 (1,000千円) ただし、(3)の経費については、500千円を補助金の限度額とする。	
3 農観連携事業	(1) 研究開発・試作費 (2) 加工機材整備費 (3) 開園、開設に必要な器具・資材費 (4) 施設整備費（ただし、耐用年数20年未満の体験農園・農家レストラン用施設を対象とする。） (5) 駐車場整備費（融雪装置は含まない。）、体験農園内の遊歩道整備費 (6) その他6次産業化の推進に必要であると知事が認める経費	左の事業に要する経費に対し、その6分の1以上を市町村が補助する場合において、当該市町村の補助額の2倍に相当する額と左の事業に要する経費の実支出額の3分の1に相当する額とのいずれか低い額 (千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた金額)	2年間で 2,000千円 (1,000千円)	2年間 以内
4 女性モデル事業	(1) 研究開発・試作費 (2) 加工機材整備費 (3) 直売用施設・農産加工施設の施設整備費 (4) その他6次産業化の推進に必要であると知事が認める経費	事業に要する経費の実支出額の2分の1以内 (千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた金額)	2年間で 2,500千円 (1,000千円)	2年間 以内

※¹ 領収書、積算証明書等の支出内容を確認できるものに限る。

※² 経常的な経費（事務所費等賃借料、光熱水道費、障害者への指導に関わらない人件費等）は補助対象外とする。

※³ 農の雇用事業等、国等から指導に関する助成金を受けている場合は、対象経費としない。